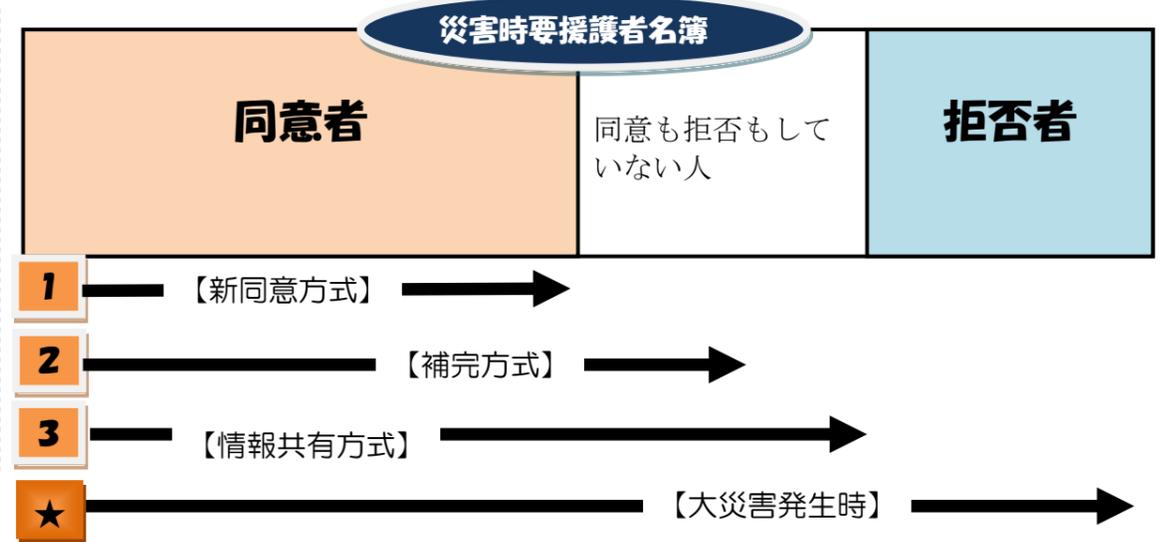


《災害対策基本法の改正(平成26年4月施行)により災害時要援護者名簿の提供が変わります》

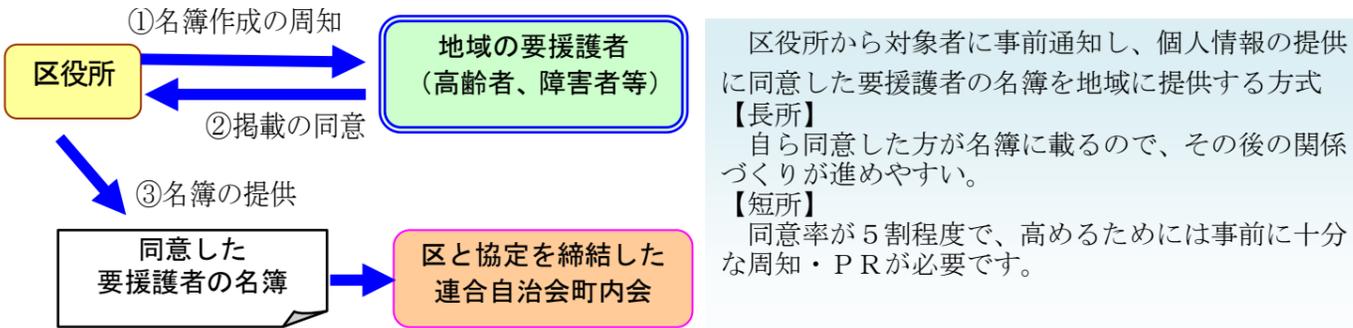
- ◆ 災害対策基本法により市町村が災害時要援護者名簿を作成し、本人からの同意を得て地域にあらかじめ提供します。
- ◆ 名簿に記載される項目がこれまでの4項目から7項目に変更されました。
(①氏名、②性別、③生年月日、④住所、に加え、⑤連絡先、⑥避難支援等を必要とする理由、⑦緊急連絡先等)
- ◆ 名簿は毎年更新を行い、年1回新しい名簿と交換します。
- ◆ 災害対策基本法により、名簿を提供された支援者等には、秘密保持義務がかかります。
(研修の受講が必要です。誓約書の提出は廃止されました。)
- ◆ 名簿を提供する際、区との協定が必要です。
(旧同意方式により協定の締結をした地域も再締結が必要です。対象者には再度、区から同意の意思を確認します。)

★ 大災害発生時には、拒否者も含めた災害時要援護者名簿を必要な範囲で提供します。

1～3のいずれかを選択してください。



1 新同意方式 (災害対策基本法に基づく新たな同意方式)



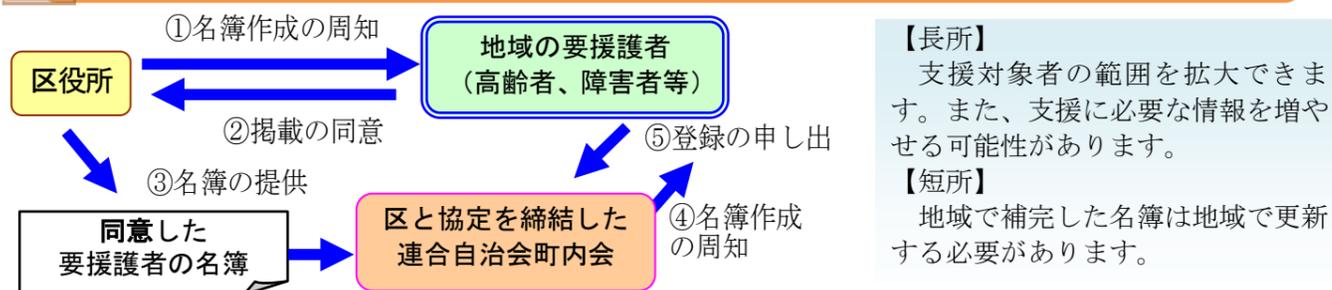
【新同意方式】

●お渡しする名簿のイメージ

介護	障害	氏名	性別	生年月日	連絡先	住所	(追記可)
介5		旭太郎	男	19XX/01/01	045-XXX-XXXX	旭区〇〇	
	聴2	港花子	女	19XX/12/31		旭区〇〇	

※ 介護・障害の記載表記が「介1」「肢1」「視1」「聴2」「A1 (知的)」等になります。

2 補完方式 (新同意方式の名簿に、地域で独自に対象者を加える方式)



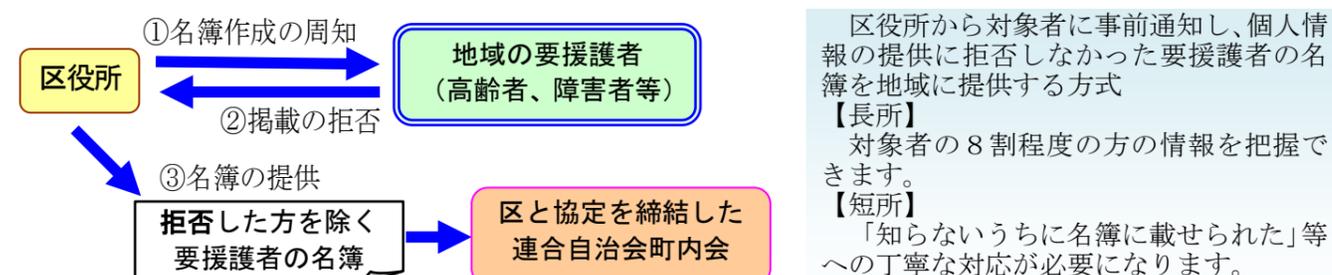
【補完方式】

●お渡しする名簿のイメージ

介護	障害	氏名	性別	生年月日	連絡先	住所	(追記可)
介5		旭太郎	男	19XX/01/01	045-XXX-XXXX	旭区〇〇	
	聴2	港花子	女	19XX/12/31		旭区〇〇	

※ 介護・障害の記載表記が「介1」「肢1」「視1」「聴2」「A1 (知的)」等になります。

3 情報共有方式 (名簿掲載拒否者を除いた名簿を提供する)



【情報共有方式】

●お渡しする名簿のイメージ

介護	障害	氏名	性別	生年月日	連絡先	住所	(追記可)
○		旭太郎	男	19XX/01/01	045-XXX-XXXX	旭区〇〇	
	○	港花子	女	19XX/12/31		旭区〇〇	

※ 介護・障害の記載表記は「○」以上に増やせません。

* 情報共有方式を地域で補完する方法もあります。



災害時要援護者名簿の提供を希望すると、どのようなことをする必要があるのでしょか？
また、進め方について情報がありますか？



区では、①制度や進め方の説明、②個人情報の取扱いについての研修、③他地区の取組み例の紹介などを行います。ご相談ください
(窓口は福祉保健課です)。

Q1 災害時要援護者支援に取り組むと、地域が何か責任を負うのですか？

A1：発災時は支援者も被災する恐れがある中で、要援護者の安否確認や避難支援は地域の共助による取組であり、できる範囲で行うもので、できなかった場合でも責任を伴うものではありません。

Q2 地域では、どのようなことを話し合えば良いのでしょうか？

A2：話し合いのポイントは次のものがあげられます。
ア 要援護者名簿把握方法の選択 (①新同意方式 ②補充方式 ③情報共有方式)
イ 取組の対象とする地域の範囲
方法1 ① 連合と区 方法2-1 ② 連合と単会と区(同一方式) 方法2-2 ③ 連合と単会と区(単会により異なる方式)
ウ 情報管理者や情報取扱者をどなたにするか
エ 名簿の保管方法や保管場所
オ 地域での平常時の見守りや災害時の安否確認などをどのように進めるか

Q3 連合町内会全体で取組を進めるのが難しい場合、取り組める単位町内会から始めることはできますか？

A3：原則として、連合町内会と協定を結びますが、単位町内会から段階的に取り組むことができます。

Q4 区役所から名簿を受け取ると、個人情報の研修が必要と聞いたが、どのような研修を受けるのですか？

A4：個人情報の研修を毎年1回、受講することとなっています。

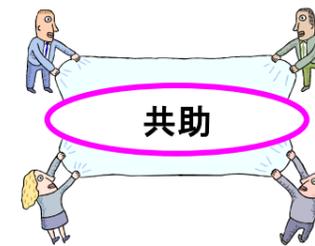
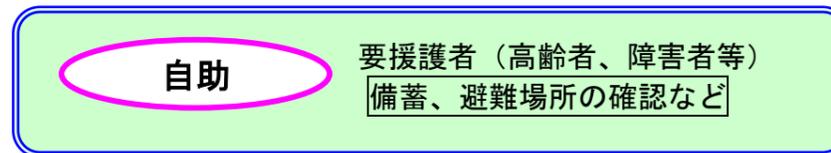
【研修の受講パターン】

- ① 協定後初回は、情報管理者(名簿を管理する人)、情報取扱者(名簿を見る人)の方は区主催の研修を受講してください。区職員が連合の定例会など地域で行う既存の会議で御説明します。(所要時間 15分程度)
- ② 2年目以降の名簿更新時は、区が作成した研修資料を地域に提供します。(区職員が打ち合わせ会議等にお伺いし、説明することもできます。)

Q5 災害時に備えて、要援護者名簿すべての方の名簿を渡してもらうことはできませんか？

A5：災害対策基本法でも、平常時は同意を得たうえでしかお渡しできません。大震災などの災害発生時には拒否者も含めたすべての名簿を支援に必要な範囲で提供します。

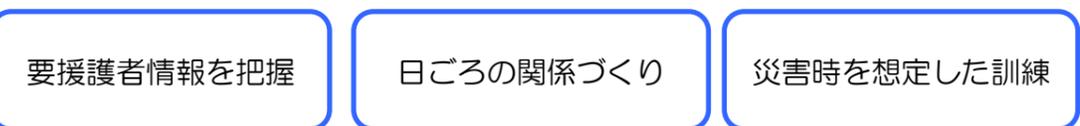
自助・共助の取組みについて(イメージ)



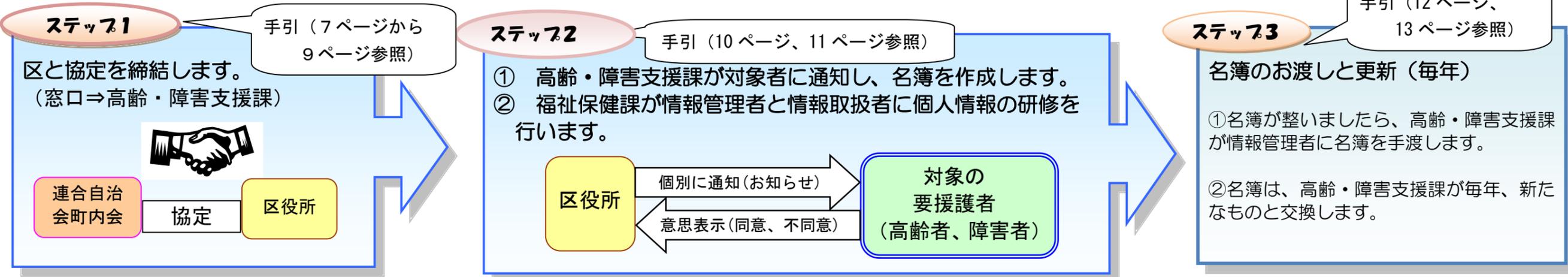
- ・平常時には、見守りや声掛け
- ・災害時には、安否確認や声掛け

- 連合自治会町内会の役員等
- 自治会・町内会長の役員等
- 地域で支援するための組織(町内の団体や近隣、有志など)

地域ぐるみの見守り・支えあい



協定から名簿提供まで



「協定の締結」から「名簿の受渡し」までは約3か月かかります。

●名簿に載る方

自宅で生活している方で、次のいずれかに該当する方

- ① 介護保険要介護・要支援認定者で次のいずれかに該当する方「要介護3以上の方」「一人暮らし、または高齢者世帯でいずれもが要支援または要介護認定の方」「認知症のある方」
- ② 障害者総合支援法のサービスの支給決定を受けている身体障害者、知的障害者、難病患者
- ③ 視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち障害者手帳1～3級の方
- ④ 療育手帳(愛の手帳) A1・A2の方